

【様式 02】 高大連携公開講座シラバス

* 科目 No.	21209
----------	-------

1. 開設大学	広島大学人間社会科学研究科 実務法学専攻	開講場所 (キャンパス・施設)	東千田キャンパス			
2. 科目名	やってみよう「法的思考」で身近な問題の解決					
	学問分野	番号	21	名称	法学	
3. 担当教員	田村 耕一、神野 礼斉、山田 幸 人間社会科学研究科実務法学専攻					
4. 開講期間 (曜日) 開講時間	令和2年9月5日(土) 13時00分 ~ 16時40分 (60分×3回)					
個別開講日	1回目	9/5	2回目	/	3回目	/
	4回目	/	5回目	/	6回目	/
	7回目	/	8回目	/	9回目	/
	10回目	/	11回目	/	12回目	/
5. 募集定員	10人					
6. 科目内容・ 授業計画	<p>・高校生が親に内緒でネックレスを買ったが、後からやっぱり返品したいと考えた、どう行動すればよいのだろうか？</p> <p>・メールでネットのサイト利用料の請求が来た。どうも債権回収業者のようだ。よく分からないのだが、払わなければならないのだろうか？</p> <p>・隣の家から桜の木の枝が自分の家の敷地内まで伸びてきている。勝手に切っても大丈夫なのだろうか？</p> <p>・身内の人が亡くなったのだが、相続や財産分与はどうすればよいのだろうか？</p> <p>NHKの人気番組「生活笑百科」で取り上げているような身近に起る具体的な問題は、最終的には法律の条文に基づいて判断されることとなります。 法律には、主張する側は何を主張すれば良いのか、それに対して反論する側は何を主張すれば良いのか、が書いてあります。したがって、例えば「未成年者には取消権があって保護される」という結論だけでは、何も実現することはできません。自らが、具体的に主張し、かつ、相手の反論に応えなければ、利益保護の実現をすることはできないのです。 そこで、この講座では、身近で具体的なトラブルにつき、関係する条文の説明を受けた後に、実際に自分が条文を使ってトラブルを解決してみることで、法的な思考法的一端に触れてみます(刑罰は扱いません)。また、進め方として、一方的な講義ではなく、参加者全員で条文の具体的な使い方を考えてみます。法学部に興味のある方の参加はもちろん、ディベートにも役立つ内容になっています。</p>					
7. 受講料	無料					
8. 別途負担費用	(テキスト代・実習料等) 特になし					
9. 開講条件※1 <input checked="" type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> ない	① 最少開講人数 (5 人) 定員超過の不許可は選考により決定					
	② 不許可・不開講通知日 (7月10日(金)以前の開講科目は3月末まで/7月11日(土)以降の開講科目は6月末まで)					
10. その他特記事項	受講者についての制限事項、事前に予習しておく資料・文献など特記すべきこと					
11. 開設大学への 交通手段	http://www.enica.jp/→広島大学→交通アクセス→東千田キャンパス					

※申込時点で原則、受講できます。ただし、開講条件で不許可・不開講があった場合は受講申込者へ通知します。